

【H29年度制度融資 奈良の木利用認定枠の概要】

県内事業所等への奈良県産木材の利用拡大を図り、人の目に触れる機会を増やすため、県内で新築・増改築する事業所等に一定量以上の奈良県産木材を使用し、創業や事業拡大等をする方を対象に、**運転資金・設備資金を無利子・無保証料で融資**します。

融資や保証には、金融機関や奈良県信用保証協会の審査が必要です。審査内容により、認定を受けている対象者であっても融資や保証が決定されない場合や融資金額がご希望に添えない場合もあります。

■創業支援資金

認定されたものは、融資金利、保証料率とともに**0%**。融資期間7年（うち1年据置）。

※融資限度額は、①1,500万円、②自己資金額、③事業所等の建築に係る費用の3倍、のうち最も低い額。

■チャレンジ応援資金(事業拡大等)

認定されたものは、融資金利、保証料率とともに**0%**。融資期間は設備資金10年、運転資金7年（うち1年据置）。

※融資限度額は、①5,000万円、②事業所等の建築に係る費用の3倍、のうち低い額。なお、運転資金への使途は設備資金への使途の1/3以下とする。

■奈良の木利用認定要件

◎対象施設

来客等に奈良県産木材の魅力を伝えられるよう、奈良県産木材を使って新築または増改築される店舗やオフィス等の事業所等が対象。専ら事業主体の従業員が利用する施設は対象外とする。

◎奈良県産材の利用量要件

〔県産材利用量について〕

奈良県産木材を内外装の見える部分に、延床面積の30%以上かつ10㎡以上の面積分を新たに使用すること。ただし、来客から見えないバックヤード部分(従業員着替え室等)は除外し、延床面積にも利用面積にも含まない。

増改築については、増改築した部分を対象に、上記要件を満たすこととする。
住宅付店舗については、店舗部分を対象に、上記要件を満たすこととする。

〔対象となる部材〕

床、壁、天井材、階段、構造材、ルーバー、据え付け家具等。構造材については、見えている面積分を積算できる。ただし、表しの横架材については、天井側の面は除くこととする。

■奈良の木を利用した事業所イメージ



【お問合せ先】

奈良県農林部 奈良の木ブランド課
木材利用促進係

TEL : 0742-27-7470 FAX : 0742-27-1070

<http://www.pref.nara.jp/27678.htm>